

重要事項説明書

(指定訪問看護__医療)

あなた（又は家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	周桑病院訪問看護ステーション
所在地	西条市壬生川 131 番地
法人種別	医療法人
開設者	西条市長
管理者	佐伯 美智子
電話番号	090-5715-3911
事業者番号	3860692817

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が要支援者に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
施設運営の方針	事業の実施に当たっては、かかりつけ医師の指示のもと、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 従業者の職種、員数、職務内容

従業者の職種	員数	区分	従業員数	職務内容
管理者	1	常勤	看護師 1名	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護職員	1 1	常勤 非常勤	看護師 2名	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 9 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

4 サービス提供時間

提供日	毎週月曜日から金曜日まで ただし、国民の休日、12月29日～1月3日までを除く
提供時間	午前9時から午後5時まで

5 利用料

医療保険による訪問看護にかかる費用について

医療保険による訪問看護を利用される場合には、主治医の先生から「訪問看護指示書」を出していただかなければなりません。訪問看護を利用された際は、診療報酬によって定められている費用のお支払いが必要になります。

(1) 基本的な費用

※訪問看護は週3日を限度としていますが厚生労働大臣が定める疾病等と特別管理加（別表8）の対象者、特別訪問看護指示書の指示期間では週4日以上算定となります。

厚生労働大臣が定める疾病等「別表第7」
末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症）、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎など

厚生労働大臣が定める者「別表第8」
a：悪性腫瘍指導管理、気管切開、気管カニューレ、ドレーンチューブ、留置カテーテル、胃瘻チューブ管理、腹膜透析、輸液用ポートにより継続的に行っている点滴 等
b：在宅血液透析、在宅酸素、自己導尿、人工呼吸器、持続陽圧呼吸器、自己疼痛管理中心静脈栄養、経管栄養、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

【訪問看護基本療養費Ⅰ】

週3日目まで	1日につき	5,550円
週4日目以降	1日につき	6,500円

【訪問看護管理療養費Ⅲ】

入院中1回につき 8,500円
在宅療養に備えて一時的に外泊（1泊2日以上）をしているもので別表7・8、その他外泊に当たり訪問看護が必要と認められるものに対して訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき入院中1回算定します。別表7・8は2回に限り算定します。

【訪問看護管理療養費】

月の初日	7,670円
月2日目以降	1日につき 3,000円

訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行います。また当ステーションは安全管理体制を整備しています。

【訪問看護情報提供療養費】

訪問看護情報提供療養費 1 1,500円/月1回
市町村等の実施する保健福祉サービスとの連携を強化し、総合的な在宅療養を推進するた

めに行います。

※ 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合（別表 7、8）

※ 保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合

【訪問看護ターミナルケア療養費】

- 1 訪問看護ターミナルケア療養費 1 25,000 円
- 2 訪問看護ターミナルケア療養費 2 10,000 円

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、本人の意思決定を基本に関係者と連携の上で対応します。

ターミナルケアを行い、主治医の指示により死亡日及び死亡日前 1 4 日以内の計 1 5 日間に 2 回以上訪問看護を実施した場合に算定します。

1 については、在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した場合算定します。

2 については、特別養護老人ホーム等で死亡した場合、看取り介護加算等を算定している利用者に対して算定します。

(2) 各種加算にかかわる費用

【難病等複数回訪問加算】

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 日 2 回訪問した場合 | 4,500 円 |
| 1 日 3 回以上訪問した場合 | 8,000 円 |

「厚生労働大臣が定める疾病等（別表 7・8）」による訪問看護利用、「特別訪問看護指示書」が交付された利用者には 1 日に 2 回又は 3 回以上の訪問看護を必要とする場合に算定します。

【複数名訪問看護加算】

看護職員が他の看護師等と同時に指定訪問看護を行う場合 4,500 円/週 1 日

※加算の対象者

- ・特掲診療料の施設基準等別表第 7・8 に掲げる疾病等の者
- ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ・利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者に限る）

【24 時間対応体制加算】

月 1 回 6,520 円

電話等で常時対応でき、必要時に緊急時訪問看護を行う体制があります。

【訪問看護医療DX情報活用加算】

月 1 回 50 円

オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行ったときに算定します。

【緊急訪問看護加算】

1 日 1 回 月 14 日目まで 2,650 円

 月 15 日目以降 2,000 円

診療所または在宅療養支援診療所等の主治医・連携先の医療機関の医師の指示で緊急の訪問を行ったときに算定します。

【特別管理加算】

特別な管理を必要とする利用者から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他計画的な管理を実施できる体制にあります。

指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算 I (1 月につき) 5,000 円

特別管理加算 II (1 月につき) 2,500 円

※特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護を行った場合に算定します。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

【長時間訪問看護加算】

特別管理加算の対象者 5,200 円/週 1 日

特別訪問看護指示書による訪問看護 5,200 円/週 1 日

人工呼吸器を使用、特別訪問看護指示期間、特別管理加算を算定している利用者で、90分を超える訪問のときに算定します。

【夜間・早朝、深夜加算】

利用者の求めに応じて、当該時刻に訪問看護を行った場合に算定します。

夜間・早朝訪問看護加算：2,100円 夜間（午後6時から午後10時まで）

早朝（午前6時から午前8時まで）

深夜訪問看護加算：4,200円 深夜（午後10時から翌6時まで）

【退院時共同指導加算】

初日の指定訪問看護実施時に1回 8,000円

*厚生労働大臣が定める疾病等と、特別管理加算の対象者は2回算定

保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院、退院・退所に当たり、医師及び看護師等が共同して在宅療養生活の指導を行ったときに算定します。

【特別管理指導加算】

初日の指定訪問看護実施時に 2,000円

厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象者が退院後、特別な管理が必要な場合退院時共同指導を行った時に算定します。

【退院支援指導加算】

退院日の翌日以降初日の指定訪問看護実施時に 6,000円

厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象者や、退院日の訪問看護が必要であると認められた方に対し、退院日に看護師等が療養上の指導を行ったときに算定します。

【在宅患者連携指導加算】

月1回 3,000円

医療機関又は薬局と文章等により情報共有し、療養上必要な指導を行った場合に算定します。

【在宅患者緊急時等カンファレンス加算】

月2回まで 2,000円

状態の急変時に伴い、医師の求めにより自宅で介護支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行なった場合に算定します。

【看護・介護職員連携強化加算】

月1回 2,500円

訪問看護ステーションの看護職員が喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に対し、医師の指示の下支援・連携した場合に算定します。

(3) 利用にともなう自己負担について

ご利用者様にお支払いただきます自己負担額については、加入されている保険の種類、また各種医療助成制度の対象がどうか世帯所得などで異なります。公的保険証を確認させていただき、ご説明いたします。

(4) その他の費用

在宅で利用者が死亡した際に家族が死後の処置を希望した場合

死後の処置料 3,666 円

6 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求方法等

ア 利用料及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて、次のいずれかの方法にてお届けします。

- ・利用月の翌月 10 日前後までに利用者あてに郵送します
- ・利用月の翌月の訪問看護時に看護師が自宅へお届けします

②利用料、その他の費用の支払い方法等

ア 利用月の翌月 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)事業者指定口座への振り込み

(イ)西条市立周桑病院窓口にて現金支払い

※支払い期限に間に合わない場合は、必ず事業所まで連絡をお願いします。

事情によって、分納・延納申請書を提出して頂きます。

連絡がない場合は、督促状を送付する場合がありますのでご了承ください。

イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

7 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、有効期間、負担割合等及び各種医療助成制度の取得状況を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします

(3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います

8 契約の終了について

1) 契約の更新及び終了

当事業所との契約は次に該当し、かつ主治医から訪問看護が必要であると認められた利用者に限ります。

- (1) 40歳までの医療保険加入者
- (2) 40歳以上65歳未満の16特定疾病以外の者
- (3) 40歳以上65歳未満の16特定疾病及び65歳以上の方で、要介護・要支援に該当しない方
- (4) 要支援・要介護者のうち、
 - ① 末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等
 - ②精神科訪問看護の利用期間にある方
 - ③急性憎悪期等の方（特別指示期間）

ただし以下の場合には当事業所との契約は終了するものとします。

- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 利用者が介護保険施設へ入所した場合。また、医療機関等への入院で退院できない、若しくは長期に亘り退院が見込まれない場合。
- ・ 要介護認定で該当された方
- ・ その他利用者が相当期間以上にわたり、当事業所の提供するサービスの利用が困難となった場合

9 事故処理の対応

事業の実施中に事故が発生した場合の対応方法は、次のとおりとします。

- (1) 事故が発生した場合は、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、事実の確認を行う。
- (2) 処理に当たっては、従事者からも事情を聴取するとともに、状況を管理者に報告する。
- (3) 必要があると判断した場合は、関係従事者で検討会議を行う。
- (4) 報告及び検討の結果を受け、利用者に詳細な説明を行う。
- (5) 経過を訪問看護記録簿等関係帳簿に記載し、再発防止に役立てる。
- (6) 改善後の状況について確認を行う。
- (7) 賠償すべき事態となった場合には、速やかに対処する。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします
訪問看護実施中に事故が発生した場合は、対応方法を下記の通り定める。

- ① 苦情があった場合は、ただちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、関係する職員に事情を確認する。

- ② 担当者が、必要であると判断した場合は、関係職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討の結果を受け、必ず翌日までには利用者に謝罪をする等具体的な対応を行う。
- ④ 記録を訪問看護記録簿等関係帳簿に記載し、再発防止に役立てる。
- ⑤ 改善後の状況について確認を行う。
- ⑥ 賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償する。
- ⑦ 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。

(2) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】 周桑病院訪問看護ステーション	所在地 西条市壬生川 131 番地 担当者 佐伯 美智子 電話番号 090-5715-3911 受付時間 平日 8:30～17:15 (土日・祝日及び 12/29～1/3 を除く)
【市町村の窓口】 西条市役所 長寿介護課	所在地 西条市明屋敷 164 番地 電話番号 0897-56-5151 受付時間 平日 8:30～17:15 (土日・祝日及び 12/29～1/3 を除く)
【公的団体の窓口】 愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町 101-1 電話番号 089-968-8800 受付時間 平日 8:30～17:15 (土日・祝日及び 12/29～1/3 を除く)

制定日 2023.12.1

改定日 2024.1.1

2024.6.1

2024.10.1

訪問看護加算同意書（医療保険）

訪問看護加算は以下のような内容で提供させていただきます。

ご本人の状態の変化やご要望がありましたら、ご相談しながら内容を修正追加させていただきます。

加算の名称及び料金	算定の同意及び算定開始日、加算の説明	
情報提供療養費 訪問看護情報提供療養費 1 1,500 円 訪問看護情報提供療養費 2 1,500 円 訪問看護情報提供療養費 3 1,500 円	同意確認（同意する・同意しない）	
24時間対応体制加算 1ヶ月 6,520 円	同意確認（同意する・同意しない）	
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回 50 円	同意確認（同意する・同意しない）	
緊急訪問看護加算（1日につき） 月14日目まで 2,650 円 月15日目以降 2,000 円	加算の有無 （有・無）	加算開始日 20 年 月 日 主治医の指示で緊急の訪問看護を行った時に算定します（実際に緊急訪問した際に算定となります）
特別管理加算 I 5000 円 II 2500 円	加算の有無 （有・無）	加算開始日 20 年 月 日 加算Ⅰの内容：在宅悪性腫瘍指導管理、気管切開、ドレンチューブ、留置カテーテル、胃瘻、輸液ポートにより継続的に行っている点滴等 加算Ⅱの内容：中心静脈栄養、自己導尿、疼痛管理、人工肛門、人工膀胱、在宅酸素、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3回以上行う必要がある状態
難病等複数回訪問加算 2回 4500 円 3回以上 8000 円	加算の有無 （有・無）	加算開始日 20 年 月 日 特別管理加算、厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書の交付を受けた時
複数名訪問看護加算 看護職員と保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 4500 円/週 1 日	加算の有無 （有・無）	加算開始日 20 年 月 日
長時間訪問看護加算 特別管理加算の対象者 5200 円/週 1 日 特別訪問看護指示書期間 5200 円/週 1 日 等別表第八に掲げる者 5200 円/週 3 日	加算の有無 （有・無）	加算開始日 20 年 月 日

<p>夜間・早朝、深夜加算</p> <p>夜間(午後 6 時から午後 10 時) : 2100 円 早朝(午前 6 時から午前 8 時) : 2100 円 深夜(午後 10 時から翌 6 時) : 4200 円</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日</p>
<p>退院時共同指導加算 1 回 8000 円 (別表 7.8 の対象者 2 回算定)</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日 入院中又は入所中等に病院等の職員とともに療養上の指導を行った時に算定します</p>
<p>特別管理指導加算 1 回 2000 円</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日 厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算を算定している方に退院時共同指導に上乗せして算定します。初日の訪問看護実施時に加算されます。</p>
<p>退院支援指導加算 1 回 6000 円</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日 退院日の訪問看護が必要であると認められ、退院した日に療養上必要な指導を行った場合に算定します。</p>
<p>在宅患者連携指導加算 月 1 回 3000 円</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日 医療機関、薬局等と情報共有を行い看護師が療養指導を行った場合に算定します。</p>
<p>在宅患者緊急時 カンファレンス加算 月 2 回まで 1 回 2000 円</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日 状態の急変等に伴い医師の求めにより、自宅でカンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合に算定します</p>
<p>看護・介護職員連携強化加算 月 1 回 2500 円</p>	<p>加算の有無 (有・無)</p>	<p>加算開始日 20 年 月 日 喀痰吸引等の業務を行う介護職員の支援を行った場合に算定</p>
<p>訪問看護ターミナルケア療養費 訪問看護ターミナルケア療養費 1 25000 円 訪問看護ターミナルケア療養費 2 10000 円</p>	<p>同意確認 (同意する・同意しない)</p>	